

刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則

発出年月日：昭和47. 5. 15

文書番号：沖縄県公安委員会規則13

公表範囲：全文

改正 前略…平成14. 10公規則13

第1条 沖縄県警察に勤務する警察官のうち、巡査部長以上の階級にある警察官は司法警察員とし、巡査の階級にある警察官は司法巡査とする。

2 沖縄県警察本部長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、沖縄県警察に勤務する巡査の階級にある警察官を司法警察員に指定することができる。

第2条 沖縄県警察に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法第199条第2項に規定する逮捕状を請求することのできる司法警察員は次のとおりとする。

(1) 沖縄県警察本部長の職にある者

(2) 沖縄警察本部の生活安全部、刑事部、交通部及び警備部に勤務する警部以上の階級にある警察官

(3) 警察署に勤務する警部以上の階級にある警察官

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51. 3. 30公規則6)

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (平成6. 12. 26公規則16)

この規則は、公布の日から施行し、平成6年11月1日から適用する。

附 則 (平成14年10. 25公規則13)

この規則は、公布の日から施行する。